期日指定定期預金

商品名		期日指定定期預金
取扱科目		定期預金
販売対象		個人のお客様に限らせていただきます。
期間		最長３年（据置期間１年） 満期日は、この預金の全部または一部（１万円以上）について預入日の１年経過後から３年までの間の任意の日をご指定いただけます。（ただし、満期日の指定をする時はその１ヶ月前までに当組合の取引店に対して通知していただく必要がございます。） ※　預入時のお申し出により、最長預入期限を満期日とする自動継続（利息受取型または元金成長型）または継続無しのお取扱いができます。
預入方法	預入方法	一括預入
	預入金額	１円以上３００万円未満
	預入単位	１円単位
払戻方法		満期日以後に一括してお支払いします。 ※　預入日の１年経過後から１万円以上１円単位で一部払い戻しいただけます。
利息	適用金利	固定金利 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ※　預入期間に応じて、１年以上２年未満または２年以上の２段階で金利を適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
	利払方法	満期日以後に一括してお支払いします。
	計算方法	付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算（円未満切捨て）で、１年毎の複利計算により算出します。 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
	税金	利息に対し２０％（国税１５％、地方税５％）の源泉分離課税が適用されます。（マル優ご利用の場合は非課税） ※　平成２５年１月１日から平成４９年１２月３１日までの２５年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、２０．３１５％の源泉分離課税（国税１５．３１５％、地方税５％）となります。
	金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へお問い合わせ下さい。
手数料		必要ございません。
付加できる特約事項		自動継続扱いのものを、総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に０．２５％上乗せした利率） マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用いただけます。

中途解約時の取り扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）および預入日から解約日の前日までの日数により１年毎に複利計算した利息とともにお支払いします。 Ａ　実際の預入期間が６ヶ月未満　解約日における普通預金の利率 Ｂ　実際の預入期間が６ヶ月以上１年未満　　約定利率×４０％ Ｃ　実際の預入期間が１年以上１年６ヶ月未満　約定利率×５０％ Ｄ　実際の預入期間が１年６ヶ月以上２年未満　約定利率×６０％ Ｅ　実際の預入期間が２年以上２年６ヶ月未満　約定利率×７０％ Ｆ　実際の預入期間が２年６ヶ月以上４年未満　約定利率×９０％
苦情処理措置・ 紛争解決措置	○　苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。 【窓口　　：益田信用組合　業務推進部】 受付日　：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前９時～午後３時 電話　　：０５７６－２５－２００９ なお、苦情等対応手続については、店頭に掲示しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　http://www.masushin.jp ○　紛争解決措置 東京弁護士会　紛争解決センター(電話:０３－３５８１－００３１)、第一東京弁護士会　仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８)、第二東京弁護士会　仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務推進部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ※　移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【窓口　　：一般社団法人全国信用組合中央協会　しんくみ相談所】 受付日　：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前９時～午後５時 電話　　：０３－３５６７－２４５６ 住所　　：〒１０４－００３１　東京都中央区京橋１－９－５

その他参考となる事項	本商品は預金保険制度の対象預金であり、１金融機関につき預金者１人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本１，０００万円までとその利息等が保護されます。 詳細につきましては、自由金利型定期預金（M型）規定および自動継続自由金利型定期預金（M型）規定をご覧下さい。

（２０１６年３月２９日現在適用中）

益田信用組合